

幼稚園等における事故報告の整理

	私立幼稚園 (私学助成園)	特定教育・保育施設	
		施設型給付幼稚園・ 幼稚園型認定こども園	幼保連携型 認定こども園
報告すべき事故の内容	1 重大事故が発生した場合 (1) 死亡事故 (2) 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等(意識不明(人口呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。) 2 幼稚園内で園児の身体に関わる事故が発生した場合(例えば、医療機関を受診した又は救急搬送された怪我、食中毒、熱中症等を想定しており、園庭での転倒による軽い擦り傷等は含まない。) 3 園児及び教職員に関することで報道された又は報道される可能性がある場合(好事例を除く。) 4 軽微な事故と思われる事案であっても、保護者等のトラブルに発展している場合又は発展する可能性がある場合 5 その他報告するか判断に迷うような事故が発生した場合	1 重大事故が発生した場合 (1) 死亡事故 (2) 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等(意識不明(人口呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。)	
報告方法	【第一報】 原則事故発生日当日(遅くとも事故発生翌日)に<u>私学振興課</u>宛て<u>電話</u>連絡 【第二報】 原則1か月以内程度に<u>報告様式</u>を<u>私学振興課</u>宛て提出	【第一報】 原則事故発生日当日(遅くとも事故発生翌日)に<u>報告様式</u>を<u>所在市町</u>宛て報告 【第二報】 原則1か月以内程度に<u>報告様式</u>を<u>所在市町</u>宛て提出	
報告様式	【県様式】(報告すべき事故の内容<u>全て</u>の場合) 私立学校事務の手引(第三次改訂版)様式29「生徒(児童、園児)事故(事件)報告書」 【国様式4】(報告すべき事故の内容の<u>1</u>の場合) 特定教育・保育施設等事故報告書	【国様式4】 特定教育・保育施設等事故報告書	
報告ルート	園 ↓ 県：私学振興課 ↓ 文部科学省	園 ↓ 所在市町 ↓ 県：私学振興課 ↓ 文部科学省	園 ↓ 所在市町 ↓ 県：こども未来課 ↓ こども家庭庁
留意事項		所在市町において、報告すべき事故の内容、報告方法、報告様式等の取扱いが別途定められている場合は、その取扱いに従ってください。	